時事新報

驛遞局認可　（定價三錢）

明治十八年五月廿二日　（西暦一千八百八十五年）

金曜日

第九百七十五號

日曜日休刊

公報

○太政官布達第十號

明治十七年（七月）第十八號布達徴兵事務條例第八十九條中「郡區長」ノ三字削除ス

右布達候事

明治十八年五月廿一日　太政大臣公爵三條實美　陸軍卿伯爵大山巖　海軍卿伯爵大山巖

賞勲叙任

○明治十八年四月七日

叙勲五等賜雙光旭日章　騎兵大尉正七位勲六等　竹内盛雅

同　歩兵大尉同　同　相場重義

同　同　同　野木[illegible]之

同　砲兵大尉同　同　多田保房

同　歩兵大尉同　同　大口榮章

○明治十八年五月十九日

露西亞國皇帝陛下ヨリ贈與シタル神聖安那第三等勲章ヲ受領シ及佩用スルヲ允許候事　海軍少匠司從六位　赤峯伍作

露西亞國皇帝陛下ヨリ贈與シタル神聖安那第三等勲章ヲ受領シ及ヒ佩用スルヲ允許候事　海軍少匠司從六位　志道貫一

○明治十八年五月廿日

任外務權少書記官　從七位　藤田隆三郎

時事新報

古學ノ專門ハ果シテ何等ノ用ヲ爲スヤ

日本ノ教育ハ既ニ西洋ノ文明風ト定マリテ全國ノ人心ニ浸染シ其大本ハ動カス可ラズ如何ナル人爲法ヲ用ルモ唯僅ニ一時ノ外形ニ止リテ曾テ其根本ニ影響スル能ハズト雖ドモ教育モ其廣キ意味ニ從ヘバ研究ス可キモノ甚ダ少ナカラズ漢書モ讀マザル可ラズ書典モ知ラザル可ラズ古物モ保存ス可シ古記録モ詮索ス可シ是等ハ皆文明教育ノ補助トシテ之ヲ利用シ古ニ徴シテ今ヲ知ルノ方便ニ供スルモノニシテ之ヲ喩ヘバ動物學者ガ今世ノ動物ヲ吟味研究スルガタメ其學問ノ補助トシテ前世界ニ生々シタル動物ノ遺骨ヲ弄ブモノヽ如シ前世界ノ遺骨固ヨリ今日ノ用ヲ爲サズト雖ドモ動物ノ學漸ク精ニ入ルトキハ徴古知今ノタメ缺ク可ラザルモノナリ故ニ今大ニ文明ノ教育ヲ擴張セントテ和漢ノ古書ヲ講シ書典ヲ研究シ又コレガ爲ニ古學者流ニ諮問スルハ則チ可ナリ取リモ直サズ其書典ト人物トヲ器械トシテ今日ノ實用ニ供スルマデニシテ其コレヲ用ルノ精神ハ文明ノ大本ニ在テ存スルモノナレバ教育ノ方向ニ不都合ナシト雖ドモ其古學者流ナルモノガ恰モ自動ノ働ヲ爲シテ自家ノ舊主義ヲ持張スルガ如キ樣ニテハ啻ニ教育法ニ差支ヲ生スルノミナラズ都テノ人事ヲ誤ルコ容易ナラザルモノアル可シ例ヘバ其流ノ人ヲシテ少年ノ教育ヲ司ラシメンカ、之ヲ教育シテ第二ノ古學者ヲ生センノミ、或ハ辭書ヲ作ラシメ歴史ヲ編纂セシメンカ、古語ヲ集メ古事ヲ記シ曾テ文明ノ實用ヲ爲サヾル可シ、方今世間ニ辭書歴史等ノ編纂ニ着手スルモノ多シト聞ケバ我輩ノ所見ヲ以テスルニ其古學者流ノ手ニ成リシモノナレバ必ズ無用ノ長物ナリト今ヨリ豫言シテ大ナル過ナカル可シト信ズ如何トナレバ從前コノ流ノ人ノ著書ヲ見ルニ何レモ皆文明學ノ參考ニハ供ス可キナレドモ其主義ニ至テハ漢儒トシテ曾テ數理ニ基キタルモノアラザレバナリ僅ニ文書ノ一細事ニ於テモ斯ノ如シ到底今ノ日新ノ時ニ當テ社會ノ大事ヲ托ス可ラザルヤ明ナリ蓋シ其人ノ精神ハ日本ノ舊世界ニ在テ既ニ其形ヲ成シ歳月ノ經過スルニ從テ懷舊ノ念ハ其齡ト共ニ益增長シテ益變通ノ道ヲ閉塞シ[illegible]今人ヲ驅テ古人ニ法ラシメ今世ヲ鎔オシテ古型ニ改鑄セントスル其趣ハ今時ノ動物ヲ知ラザル者ガ前世界ノ遺骨ヲ集メテ其活動ヲ想像シ前世界ノ生相以テ今ノ動物ノ理ヲ説明セントスル者ニ異ナラズ遺骨ノ吟味時トシテ學問ヲ利スルコ多シト雖ドモ先ヅ今ノ動物學ノ一般ヲ心得テ然ル後ノ事ナリ是レ即チ我輩ガ古學者流ニ自動ノ働ヲ勸メザル所ナリ遺骨ノ知識一偏ヲ以テ動物學ヲ支配スルニ足ラズンバ古人ノ遺書遺訓ノミヲ弄ブ古學者流ニ今ノ人事ヲ托ス可ラザルノ理モ亦明ナラン

古書典ト古學者流ハ唯器械トシテ利用ス可キノミ斷シテ其主義ニ從フ可ラズトハ我輩ノ持論ニシテ古今コレニ反シテ人事ヲ誤リタルノ例ハ甚ダ珍ラシカラズ況シテ今時ノ活潑世界ニ於テ益其迂ヲ現ハシテ文明日新ノ學者ハ常ニ之ヲ痛嘆シ又懸笑シテ遂ニハ之ヲ度外ニ放却シ氣ノ毒ナガラ其向後ノ不幸ヲ傍觀ス可シト覺悟シタル者サヘアル程ノ次第ナレバ老朽ノ古學者ニ向テハ我輩モ敢テ其心事ノ改革ヲ祈ラズ自由ニ其爲スガマヽニ任ジテ唯人事ノ主位ニ立ツヲ拒ムノミノコナレドモ爰ニ最モ憐ム可キハ後進ノ少年生ニシテ古學專門ニ入ル者ナリ世上一時ノ風潮トハ申シナガラ兩三年來都鄙ニ古學ヲ講スル者少ナカラズシテ其學課ヲ設ケテ生徒ヲ呼ヒ古學專門ノ學者ヲ作ラントスル者ノ如シ前節ニモ云ヘル如ク古學モ日新學ノ補助トシテハ或ハ取ル可キモノナキニ非ズト雖ドモ今其生徒入學ノ試驗法ヲ見レバ何々ノ書ヲ讀ミ得ル者ニ限ルベシ何々ノ文ヲ綴リ得ザル者ハ之ヲ許サヽルベシト云々スル其文書ハ即チ古學中ノ發端一部分タルモノニ過キズ故ニ此種ノ學校ニ入ル者ハ生來日新文明ノ學問ヲ知ラズ純然タル古學者流ノ門弟子ニシテ既ニ其初步ヲ學ビ、尚進テ其奥ニ入ラントスルノ目的ヲ以テ入校スルコナレバ其學藝ノ次第ニ進歩シタル上ニテ如何ナル人物ヲ見ル可キヤ正ク其先生ニ類似シタル第二ノ古學先生ヲ出現スルコナラン我輩ノ見ル所ヲ以テスレバ今日既ニ古學先生ノ多キニ苦シムモノナリ然ルニ今何等ノ所望アレバ後來ニ尚無數ノ先生ヲ鑄治シ出サント欲スル歟、不審ノ至ニ堪ヘズ或ハ説ヲ作レバ和漢ノ古學モ至極大切ナルモノト認メ如何ニ日新文明ノ學ヲ勉ルモ其最終ニ至テハ和漢學ヲ以テ之ヲ潤飾スルコ緊要ナリト云フ歟、然ハ則チ其入學ノ時ニ文明ノ普通學ニ達シテ然モ稍ヤ其上等ノ者ヲ擇ハザル可ラズト雖ドモ實際ニ於テ都鄙ノ諸古學書典ノ學校ヲ見ルニ其募集ノ學生ハ文明學ヲ知ラザルヲ以テ却テ重キヲ爲スモノヽ如シ到底此諸學校ノ精神ヲ窺ヘバ古學ヲ以テ文明ノ補助ニ利用スルニ非ズシテ却テ其主義ヲ大本ト爲シ所謂和漢學ヲ精神ニシテ西洋學ヲ器ニスルノ陳腐言ヲ實行スルモノト云ハザルヲ得ズ二十年前攘夷ノ世界ナラバイザ知ラズ明治ノ今日ニ在テハ唯以テ具眼者ノ笑ヲ買フニ足ル可キノミ蓋シ之ヲ教ル者ハ自カラ其道理モアランナレドモ教ヘラルヽ者ノ爲メヲ謀レハ誠ニ憐ム可キナリ

又或ハ今ノ文明騒擾ノ世ニ古學維持ノ策ヲ講スルニ非ザレバ其堙滅モ計ル可ラザルガ故ニ專門ノ學校モ亦必要ナリトノ説アレドモ是亦過慮ノ言ノミ古ヲ好ムハ人情ノ一部分ニシテ之ヲ奬勵セザルモ自カラ之ヲ勤ル者アルノミカ之ヲ禁シテ禁ス可ラザル程ノモノナレバ世間往々閑散好事ノ人ヲ出シテ之ニ從事スルモノアル可キヤ疑ヲ容レズ其趣ハ世ニ骨董ヲ弄ブ者ノ跡ヲ絶タザルガ如シ古書畫ヲ好ム者アリ古器物ヲ貴フ者アリ古刀古鏡古瓦古石コレヲ保存セザルハナシ又彼ノ碁將棋活花茶ノ湯等ノ藝ノ如シ何レモ皆人生一塲ノ好嗜ナレバ和漢ノ古學モ亦斯ノ如ク決シテ其堙滅ノ憂アル可ラザルナリ若シモ後世天下ノ人ガ全ク古學ヲ廢スルコモアラバ即チ是レ日本ノ時運舊ヲ去テ新ニ就キタルノ日ナリ左リトテ日本ニ學問ノ痕ヲ絶チタルニ非ズ又日本國ヲ棄テタルニ非ズ純然タル日本ノ文明主義ヲ以テ日本ヲ維持スルコナレバ弔ス可ラズ賀ス可キノミ

雜報

○重罪裁判長　判事小田切秀繼氏は本月四日函館控訴裁判所に於て第二期弘前重罪裁判長と命せられたり

○博覽會掛勤務　工部大學校助教授農商務省御用掛兼勤中村貞吉氏ハ一昨廿日農商務省に於て博覽會掛勤務仰付られたり

○官報の號外　官報號外を以て發刊する事項は公式書類を除き自今其翌日刊行の本紙へ再掲するに就き東京府下十五區及神奈川縣下横濱區內を除くの外は右號外を配付せす但し號外發刊の翌日休刊の時は此限にあらすと文書局驛遞局連署にて廣告したり

○兵器局　海軍兵器局にては今度監護十六名工手三十名を召募するよし

○香港太守罪人を赦す　支那人リー　ラム　クワイ（漢字未詳）なるものは今より十餘年前香港にて同國人何某を脅し五千弗の金を奪取りたる科にて懲役終身に處せられしが當時同人は支那官吏の命を以て務に香港に來り同地に寄寓する支那人を困むるものなりとの噂ありたるよし然るに此程香港太守ボーエン氏は同人の罪を赦して之を放免したるに付同地れ支那人を初め一般の人民は大に不安の念を起し支那人及外國人等は書を英國殖民事務卿ダルビー伯に送りて之を愬訴せんとの企とあり又香港日々新聞及支那メール新聞等は孰れも太く太守の處置を咎めたりと云ふ又過日立法會議に於て議員の一人なるジャクソン氏が同人放免の理由を質問に及びしに殖民政府の書記官は太守に代りてリー　ラム　クワイを放免したるは同人が品行善良なるのみならず獄中にて病に罹りゐるに付放免なり度旨監獄れ官吏並に基督新舊兩教の僧侶等より上申ありたるに基きたるなり然れ共警察長官よりの報告に依り同人は當殖民地の平和と秩序とを保つに妨害あるものなりと見認めるに付之を殖民地より追放すると決したり云々の旨を答辨したるよし聞く處に據ればボーエン氏は近頃頗る人望を失ひ香港並に上海等に於ても同氏の事に付種々の不評判ありと云へり

○北氷洋の遠征　先年北洋廻航を以て其名を世界に轟したる瑞典の貴族ノルデンスキヨルド男は先頃南極地方に遠航を試むるの企を爲し居るとの噂ありしが近頃の米國新聞に據れば同氏は再び北洋の遠征を思立ちシベリヤ北なる諸島を經て北極地方に到らんとて當時其用意中なりと云ふ尚聞く處に據れば同氏の航程は三箇年と期し其費用は露國政府より支出すべしと云へり又三月中の濠國新聞と見るに本年は西班牙、葡萄牙、荷蘭、丁抹の四國よりも各北氷洋探究れ爲め遠征隊を派遣する由にて其
たる同國海軍大尉
リヤの北海岸カ
て不日同國の首府
ァン號にて出發す

○桑樹霜害の景況
霜害と受けたる
蠶糸協會へ通知し
同地方霜害れ景況
ゐりしが其時恰も
中芽四五分晩芽一
れも霜害あらん
ふて傷損の狀を見
屬せしめたる程な
に依り忽ち餌食の
れ困難に達へり念
記さんに
南勢多郡中損害
て其の桑畑は反別
佐位郡れ島村、小
被れり就中上下
村等は損害最も甚
ひ全く養蠶を爲す
那波郡は伊勢崎町
最も甚しとす被害
西群馬郡は東南部
長等の諸村と限り
其被害の塲所と據
れり
吾妻、利根兩郡れ
る僅かお發芽せん
右兩郡蠶兒の發生
北甘樂郡れ降霜
に引續き八日の霜
害と受るに至らず
立の蠶ありも尤も下
頭と以て掃立の期
碓氷郡は板鼻驛近
著るき霜害と受け
なり
多胡郡は被害全体
に依り一層の害と
邊より尾島村最寄
波、及貫旗國庸羅、
樹の新葉は悉く枯
生したる蠶兒と飼
て困難なるもの、
りの被害に止れり
頃迄を期とせり

○奇異の寄生蟲
井與三郎（四十二年
の通利に際し尿道
や又午後一時頃尿
なる横徑全節の虫
ツトと用て之と挾
すまて横徑僅に四
るに凡ろ二時間計
したる所体色稍透
々を記述して襄に
大學醫學部へ虫体
學部長三宅秀、